

特定事業主行動計画に基づく措置の実施状況の公表

可見市では、次世代育成支援対策推進法に基づき、令和２年度から令和６年度までの５年間を計画期間とする特定事業主行動計画を策定・実施しました。

今般、当該計画期間の実施状況を次のとおり取りまとめたので、公表いたします。

【各目標に対する実施状況】

- １ 妻が出産する場合の特別休暇及び育児参加のための特別休暇を取得する男性職員の割合を100%とする。

年度	取得率	
	妻が出産する場合の特別休暇	育児参加のための特別休暇
令和２年度	62.5%	62.5%
令和３年度	80.0%	90.0%
令和４年度	85.7%	64.3%
令和５年度	93.3%	73.3%

- ２ 育児休業、部分休業又は育児短時間勤務のいずれかを取得する男性職員の割合を10%以上とし、女性職員については、育児休業の取得率を100%とする。

年度	取得率（男性職員）	取得率（女性職員）
令和２年度	37.5%	100%
令和３年度	40.0%	100%
令和４年度	42.9%	100%
令和５年度	60.0%	100%

- ３ 職員１人当たりの年次休暇取得日数を平均14日以上とする。

年度	平均取得日数
令和２年度	11.8日
令和３年度	12.6日
令和４年度	12.9日
令和５年度	14.0日